

全国瞬時警報システム（J－A L E R T）受信機更新
業務委託

仕 様 書

令和 7 年度

守 口 市

目 次

第1章	総 則
第2章	共通指定事項
第3章	全国瞬時警報システム（J－A L E R T）の機能
第4章	機器構成及び仕様
第5章	機器設置仕様
第6章	その他

第1章 総 則

第1条 適用範囲

本仕様書は、守口市（以下「甲」という。）が全国瞬時警報システム（J－A L E R T）受信機更新業務（以下「本業務」という。）に必要な事項として、既に整備している防災行政無線システム（同報系）の操作卓と接続し、自動通報を行う際に必要となる事項に適用するものとする。

第2条 目的

本業務は、緊急地震速報や弾道ミサイル、武力による有事情報など対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を衛星系ネットワーク・地上系ネットワーク経由で受信し、住民へサイレンや緊急放送などで通報することにより、被害軽減を図ることを目的とする。

J－A L E R T受信機は、衛星系ネットワークより情報を受信し、受信設備内に設置される表示装置及び外部システムへ情報伝達を行うものである。なお、衛星からの情報受信が不可となった場合を想定し、予備経路として地上系ネットワーク経由でも情報を受信できる機能を有するものとする。

これらにより、守口市において住民に対して敏速かつ適確な情報を提供して、住民の生命及び財産の安全を確保するため、防災行政無線の親局・子局への連絡網として定める。

本業務は、J－A L E R T受信機のハード更新及び令和7年度中においては、別表1に定める機器の保守を実施する。

第3条 業務名

本仕様に基づく業務名称は、「全国瞬時警報システム（J－A L E R T）受信機更新業務委託」と呼称する。

第4条 適用規則

本業務の設計施工については、下記諸規格及び諸基準に準拠して行うものとする。

なお、これらの適用を受けないものでも他に標準規格のあるものは、これに準ずるものとする。

- ・日本産業規格（J I S）
- ・日本電気規格調査会標準規格（J E C）
- ・日本技術標準規格（J E S）
- ・電子情報技術産業規格（J E I T A）
- ・電気設備技術基準
- ・電波法及び同法関係規則等
- ・電波法関係審査基準
- ・電気通信事業法及び同法関係規則等
- ・有線電気通信法及び同法関係規則等

- ・消防法及び同法関係規則等
- ・その他関係法令及び規格

第5条 提出書類

甲が委任した請負者（以下「乙」という。）は、請負契約締結後速やかに打合せを行い、次の書類を提出しなければならない。

（１）工程表	１部
（２）着手届	１部
（３）機器承認願	１部
（４）写真（工程及び完成状況）	１部
（５）完成図書及び取り扱い説明書	各２部
（６）その他甲が必要と認める書類	１部

なお、その他甲が別に必要と認める書類は、遅滞なく提出しなければならない。

第6条 仕様書の疑義

本仕様書は、本業務の概要を記すものであるから疑義が生じた場合は、直ちに甲に連絡の上指示を受けなければならない。

第7条 軽微な変更

本業務施工に際しての現場の収まり、機器の取り付け位置及び取付工法等の軽微な変更が生じた場合は、甲の指示に従うものとする。

なお、この変更に対する請負代金の増減は行わないものとする。

第8条 契約の範囲

契約の範囲は本業務の設計、製作、施工、据付、総合調整試験等全般にわたり、着工から完成後保証期間の最終日までのすべての事項とする。

また、令和7年度の保守範囲は以下のとおりとする。

・保守の範囲は、別表1のとおりとし、移設・撤去・増設等の業務は、これに含まれないものとする。

なお、J－A L E R Tの運用上、重大な障害が発生する恐れがあることを乙が認知したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

・別表1に定める機器に障害及び故障が発生した場合は、甲の要請により、乙は直ちに技術者を派遣し、調査・修理・調整の上、速やかに甲へ結果の報告をするものとする。

・24時間365日受付可能とし、当日もしくは翌営業日に対応するものとする。

第9条 諸手続

本業務に関して必要な諸官公庁への書類作成及び諸手続については、乙が甲と必要事項を打合

せの上、甲がおこなう。この手続等の費用については乙の負担とする。

第10条 検査

総ての機器の据え付け、調整が完了し、関係官庁の検査に合格した後、甲の行う検査合格をもって完了とする。なお、検査に使用する計器、測定器類は乙において準備するものとし、検定合格品とする。

第11条 保証

乙は、業務の不完全、機器の欠陥に起因する故障、事故等に関しては、引渡しの日から起算して1年間の保証とし、無償で遅滞なく修理又は復旧しなければならない。

第12条 契約の変更

本業務の実施にあたっては、契約金額の範囲内で完了するものとし、契約の変更は認めない。ただし、甲の都合により変更が必要となった場合は、その時点で甲乙協議の上、書面で定める。

第13条 所有権

本設備の所有権は、業務検査完了後支払完了日をもって甲に移転するものとする。

第14条 業務の引渡

乙が業務完了届を甲に提出し受理された後、甲の行う完成検査に合格した日とする。

第15条 技術指導

乙は、甲に対して、本設備の運用、保守に必要な取扱い説明書を作成の上、十分な技術指導、運用訓練を行うものとする。

第16条 契約工期

本業務の契約工期は下記とする。

契約締結日 から 令和 8 年 3 月 31 日 までとする。

第2章 共通指定事項

第1条 構造及び性能の基本条件

本設備の機器は堅牢で長時間の使用に耐え得る構造のものであり、特に次の事項を満足するものであること。

- (1) 機器は保守点検が容易に行える構造であり、修理交換等にあたり、人体に危険を及ぼさないよう配慮したものであること。
- (2) 日常保守に必要な測定端子、メータ端子等を設けてあること。
- (3) 納入する機器は、各製造会社における最新設計の機器であること。
- (4) 機器は将来の増設、機能向上が容易におこなえる構造であること。
- (5) 機器には品名、品番、製造番号、製造会社等記入された銘板をつけること。
- (6) 切替部、回転部、接触部等の可動部分は動作良好なものとして長時間使用に耐えうるものであること。
- (7) ビス、ナット等締め付けは充分行い、調整等行う半固定の箇所は十分ロックすること。
- (8) 取り扱い上特に注意を要する箇所についてはその旨表示をすること。

第2条 使用部品基準

- (1) 納入機器に使用する部品は総て新品で、信頼性の高い部品を使用すること。
- (2) 部品は日本産業規格（J I S）またはこれと同等以上の性能を有するものを使用すること。
- (3) 配線材料は日本産業規格（J I S）またはこれと同等以上のものとする。

第3条 環境条件

屋内に設置する機器は周囲温度 5℃～+40℃相対湿度 30%～80%で異常なく動作すること。ただしOA機器（サーバ）は周囲温度 5℃～35℃で異常なく動作すること

第4条 塗装

各機器の塗装は、損傷、腐食等に強く且つ、美観を損なわないものであること。

第5条 電氣的条件

- (1) 切替部、回転部、接触部等の回転部は多数回の使用によって電氣的性能が低下しないこと。
- (2) 電源電圧は機器定格電圧の±10%変動範囲で正常に動作し、特に必要とする回路は安定化電源を使用すること。

第3章 全国瞬時警報システム（J－ALER T）の機能

第1条 システムの概要

本システムは、J－ALER T受信機を庁舎内に設置し、既設の防災行政無線システムの親局設備の操作卓と接続して自動起動することで総務省消防庁より配信された国民保護情報及び緊急地震速報や気象情報、気象特別警報、地震情報・津波情報・火山噴火情報等を市内各子局へ緊急同時通報するものである。

第2条 J－ALER T受信機（以下「受信機」という。）

本受信機は、衛星系ネットワーク経由の配信情報受信機能と地上系ネットワークに対応すること。総務省消防庁の求める最新の仕様と、総務省消防庁より提供されるJ－ALER T受信機アプリケーションの実装にて正常に動作すること。

第3条 通信経路

送信局二元化による衛星用送信システムより衛星系ネットワーク経由で受信すること。
また、受信機が両方の衛星系ネットワークで通信できなくなった際のバックアップとして、自動的に地上系ネットワークで通信を行い、衛星系ネットワーク経由と同等の緊急情報を収集できる仕組みとし、J－ALER Tシステム全体の信頼性向上を図ること。

（1）衛星系ネットワーク

総務省消防庁の送信局（主局）、及び送信局（副局）より送信される情報のどちらかの受信を行うこと。
受信信号の同期が外れた場合は、登録された別の周波数を自動的にサーチ・受信すること。

（2）地上系ネットワーク

インターネット基盤を活用した地上系ネットワークを活用して、衛星系ネットワークで正常に通信できない場合には、自動的に地上系ネットワーク経由で総務省消防庁の配信・管理システムと通信を行い、衛星系ネットワーク経由と同様の緊急情報を受信すること。

第4条 緊急情報機能

総務省消防庁より配信された下記情報などの提供を行う機能を有するものとする。

（1）国民保護情報

- ・弾道ミサイルに関する情報
- ・航空攻撃情報
- ・ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
- ・大規模テロ情報（事態対処法第二十二条第一項に規定する緊急対処事態であることの認定が

された場合及びそれに準ずる場合に限る)

- ・前各号に規定する情報のほか、緊急に住民に伝達することが必要な国民保護に関する情報
- ・試験放送
- ・事前音声書換
- ・即時音声合成
- ・キャンセル報

(2) 緊急地震速報

- ・緊急地震速報（推定震度 4、5 弱、5 強、6 弱、6 強、7）
- ・緊急地震速報（長周期地震動 階級 3、階級 4）

(3) 地震情報

- ・東海地震に関連する調査情報
- ・東海地震注意情報
- ・東海地震予知情報
- ・震度速報
- ・震源・震度に関する情報

(4) 津波情報

- ・大津波警報（東日本大震災クラス／東日本大震災クラス以外）
- ・津波警報
- ・津波注意報

(5) 火山情報

- ・噴火警報（火口周辺）
- ・噴火警報（居住地域）
- ・噴火予報
- ・噴火速報

(6) 気象情報

- ・気象等の特別警報
- ・気象警報
- ・気象注意報
- ・記録的短時間大雨情報
- ・竜巻注意情報
- ・土砂災害警戒情報
- ・指定河川洪水予報

(7) 緊急連絡

- ・テキスト
- ・テロップ
- ・PDF

第 4 章 機器構成及び仕様

機器構成

機 器 名 称	数 量	備 考
J－A L E R T受信機	1 式	ハード更新（センドバック保守（5 年）含む）

第 1 条 J－A L E R T受信機

（1）衛星受信部

- ア．インタフェース
- RF 信号入力（入力周波数：950～1450MHz）
- イ．ポート数
- 1 ポート
- ウ．コネクタ
- F タイプ（メス）
- エ．その他
- 入力インピーダンス 75Ω/衛星受信アンテナ（LNB）給電

（2）一般仕様

- ア．電源電圧
- AC 100 V
- イ．電源周波数
- 50 / 60 Hz
- ウ．消費電力
- 約 48W(定格) 約 55W(最大)
- エ．寸法
- 360.0mm[W] × 225.0mm[D] × 87.4mm[H]（端子除く）
- オ．重量
- 約 4.7kg 以下

第5章 機器設置仕様

第1条 据付・設定

乙が行う業務の範囲は本仕様書により甲が発注する機器の正常な稼動に必要な一切の設置とする。

既庁内ネットワークなど接続に際しては、情報管理部局との協議により既設設備への支障が無いことを確認すること。

J－A L E R T受信機の動作に関するルール・設定値は既設機器と同様の内容で設定すること。
防災無線自動起動機のインタフェース方式は旧方式を採用し、設定すること。

第2条 調整

各機器は甲の指定する位置に正しく取り付け既設の防災行政無線システム（同報系）の操作卓においては、J－A L E R T接続後の正常動作を確認するため、既設保守点検業者立会いのもと保守点検と同等の内容で動作試験を実施し報告書を提出すること。

第3条 安全

設置にあたっては職員、住民、一般の通行人等に危害を与えないように十分安全性を考慮した方法で行うこと。

第4条 設置場所

J－A L E R T受信機の設置場所は、既設機器と同様に危機管理室の執務室に設置するものとする。

第6章 そ の 他

第1条 搬入

機器の搬入に当っては、事前に搬入の手順、日時等について甲と協議すること。

第2条 工程

設置及び調整期間内の機器、工具等の保管は乙の責任で行うこと。

第3条 免責

乙は細心の注意をもって、運搬及び設置にあたるものとし、設置中の事故については甲は一切その責任を負わない。

第4条 完成

1. 乙はすべて設置が終了したならば、機器の稼動のため総合点検、調整を行い、その後、速やかに検査、検収を甲に申し入れること。
2. 本仕様書に定められた内容に誠実に履行した場合において完成とする。

(別表 1)

	機器名
1	J－A L E R T受信機
2	管理用パソコン
3	スイッチングHUB
4	パトライト
5	UPS
6	J－A L E R Tに係る全ての機器